

【株式無償割当てに関する調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、法第228条の3に規定する株式無償割当てに関する調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の3に規定する株式無償割当て（以下この表において「株式無償割当て」という。）の効力を生ずる日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種類」の欄には、当該株式無償割当てにより交付をした株式（以下この表において「交付株式」という。）の種類についてA種優先株式、第1種取得請求権付株式のように記載すること。
 - (3) 「決議日」の欄には、当該株式無償割当てに係る会社法第322条第1項の決議（同条第2項の規定による定款の定めがある場合にあっては、当該株式無償割当てに係る決定をした取締役会の決議又は取締役の決定）をした年月日を記載すること。この場合において、当該交付株式以外の株式について、当該株式無償割当てに際してその内容として定められている事項の変更を行った場合には、その旨及びその変更内容を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「効力発生日」の欄には、当該株式無償割当ての効力を生ずる年月日（(6)において「効力発生日」という。）を記載すること。
 - (5) 「交付株式数」の欄には、当該割当てを受けた者に対し交付をした交付株式の数を記載すること。
 - (6) 「1株当たりの価額」の欄には、効力発生日における当該交付株式の1株当たりの価額を記載すること。
 - (7) 「払込金額」の欄には、当該交付株式と引換えに払い込まれるべき額がある場合には、その払い込まれるべき額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。